

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：全世界ジェンダー平等推進のための介入手法に係る情報収集・確認調査（保健・教育分野）
(QCBS)

調達管理番号：23a00072

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する「プロポーザル」とに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年4月19日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年4月19日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界ジェンダー平等推進のための介入手法に係る情報収集・確認調査（保健・教育分野）（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(●) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2023年7月～2025年4月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の21%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の19%を限度とする。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Tashiro.Junko@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

ガバナンス・平和構築部 ジェンダー平等・貧困削減推進室

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 4月 25日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 5月 8日 12時
3	質問への回答 4月25日12:00までの受領分	第1回 回答日 2023年 4月 28日
4	質問への回答	第2回(最終) 回答日 2023年 5月 11日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ 作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午 まで
6	本見積額(電子入札システムへ送 信)、本見積書及び別見積書、プ ロポーザル等の提出日	2023年 5月 17日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2023年 6月 1日 11時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日(順位が第 1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の 翌日から起算して7営業日以内 (連絡先： e-propo@jica.go.jp)

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン
(2022年4月)」を参照してください。

(URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。
特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者
とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に
規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認
することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成
し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社
の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約
は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の
公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・
見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼くだ
さい（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022
年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1
日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年
4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）
については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間
終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口宛
CC: 担当メールアドレス

3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1）質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メール
に添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を
掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記
載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断り
しています。

注3）質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 回答方法

上記4. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル

電子データ (PDF) での提出とします。

- ① 上記4. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ② 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号) _ (法人名)」
- ③ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ④ プロポーザル等は パスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納 ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（千円未満切り捨て。消費税は除きます。）を、上記4. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3) の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（４）提出書類

- １）プロポーザル・見積書
- ２）別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

（５）電子入札システム導入にかかる留意事項

- １）作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
([URL:https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html](https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html))
- ２）電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

９．契約交渉権者の決定方法

（１）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を１００点満点とし、**配点を技術評価点８０点、価格評価点２０点とします。**

（２）評価方法

１）技術評価

「第２章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年４月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料３「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第３章４．（２）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位１位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（１００点満点中６０点）を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

$$\text{① (価格評価点)} = \text{最低見積価格} = 100 \text{点}$$

$$\text{② (価格評価点)} = \text{最低見積価格} / (\text{それ以外の者の価格}) \times 100 \text{点}$$

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.(2)に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点 = 100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点 = (上限額 × 0.8) / N × 100点

* 最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点と同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点と同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「全世界ジェンダー平等推進のための介入手法に係る情報収集・確認調査（保健・教育分野）（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景

ジェンダー平等と女性のエンパワメントは、持続可能な開発目標（SDGs）において独立した開発目標「目標5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」として掲げられていることに加え、貧困削減やすべての人の健康と福祉の推進といったあらゆる開発目標の達成に向けて、横断的に取り組むべき事項としてその重要性が強調されている。一方、世界経済フォーラム（World Economic Forum、以下 WEF）が発行している「Global Gender Gap Report 2022」におけるジェンダーギャップ指数（GGI）は、すべての国でジェンダー格差があることを示し、完全なジェンダー平等を達成するためには現状では132年かかるとしており、取り組むべき課題は多い（WEF、2022）。サブサハラ・アフリカにおいては、経済、教育、保健、政治の各分野のジェンダーギャップ指数が着実に改善傾向にあるものの、8地域中6位に位置しており、特に教育分野のジェンダーギャップは8地域中最下位に位置している（WEF、2022）。

JICAでは、様々な分野における政策や事業の立案・実施・モニタリング・評価時において、ジェンダーの視点に立った取り組みを進める「ジェンダー主流化」の考えに基づき、多様な事業でジェンダー平等と女性のエンパワメントための取り組みを実施してきている。特に、1) 女性の経済的エンパワメントの推進、2) 女性の平和と安全の保障、3) 女性の教育と生涯にわたる健康の推進、4) ジェンダー平等なガバナンスの推進、5) 女性の生活向上に向けた基幹インフラの整備推進の5つを優先取組課題として設定し、様々な開発分野において、また協カスキーム問わず、ジェンダー平等と女性のエンパワメントに資する取り組みを行う方針としている。

開発事業におけるジェンダー主流化は、特定の性に偏ることなく様々な人々の課題やニーズに対応し、その事業効果を高めるとともに、人が性別にとらわれず能力を発揮できる社会の実現に貢献するものである。本調査では右観点から、保健医療、教育分野においてより効果的なジェンダー視点に立った取り組み手法について、アフリカ地域を対象に調査・検討・提案を行うものである。保健医療及び教育分野においては、以下に挙げるように様々なジェンダー課題や取り組みの必要性が認識されており、これら課題への対応が求められている。

保健医療分野においては第一に、非感染性疾患（Non Communicable Diseases、以下NCDs²）予防が挙げられる。アフリカでは、NCDsのリスク要因である過体重や肥満の割合が男女ともに年々増加している³。特に、女性の方が男性よりも過体重や肥満の割合が高く、その要因には、遺伝・身体的な特徴のほか、食事内容、運動状況、価値観、都市化による生活様式の変化など、様々な要因がある⁴。この過体重や肥満は、NCDsの中でも、アフリカ女性の主要な死因である糖尿病⁵や心疾患、がんの発症などを引き起こす一因ともなっている⁶。よって、過体重や肥満の増加傾向を抑えることは、アフリカのNCDs予防の上で喫緊の課題であること、また、過体重や肥満の要因には男女差があることから、その予防には、ジェンダー視点をを用いた対応も求められる。

第二に、女兒や女性のライフコース全体における、性と生殖の健康と権利（Sexual and Reproductive Health and Rights、以下SRHR）の推進がある。SRHRの課題は、望まない妊娠、若年妊娠、性感染症の罹患、女性性器切除等が含まれる。世界全体の望まない妊娠のうち、60%が中絶（そのうちの45%が安全でない中絶）となっており、妊産婦死亡全体の5-13%を占める（UNFPA, 2022）。こうした課題は、男性中心の権力構造や男女間の機会不平等、女性の経済的困窮等を背景に、年齢に応じた包括的性教育、性感染症の予防啓発やケア、家族計画等のSexual and Reproductive Health（SRH）サービスへのアクセスの欠如が原因となっている。妊産婦・新生児死亡率の改善や、女性の生涯にわたるウェルビーイング改善のためには、SRHRの推進が求められる。

第三に、ジェンダーに基づく暴力（Sexual and Gender-Based Violence、以下SGBV）によって引き起こされる心身の健康被害がある。健康被害は暴力被害に加え性暴力による妊娠・中絶・出産、HIV/AIDSの感染、精神的外傷（PTSD）、自尊心の低下や鬱など多岐にわたり、被害者にとって医療施設は支援の入り口となることから、保健医療分野でSGBVへの取り組みを強化することは重要である。

また、教育分野においては、サブサハラ・アフリカ諸国における初等教育修了率は1995年から2019年の間に41%から男女ともに64%まで改善する等女子教育の取り組みが進められてきているものの、前期中等教育修了率（女子42%、男子48%）や高等教育修了率（女子29%、男子35%）は、依然として男女格差が存在している⁷。これには女性は将来結婚して家庭に入るため教育は不要という考え方や児童婚などの社会・文化的習慣・規範、学校内・通学中におけるSGBV等のジェンダー課題への対応が必要である。

更に、特に紛争影響・脆弱国において事業を実施する際には、通常の事業とは異なる観点での分析や取り組みが必要である。女性の人権の保護及び平和と安定のためには、紛争予防・解決プロセスなどにおける女性の参画及び紛争下での女性の保護・権利・特別のニーズへの対応の重要性が指摘されている⁸。女性が和平交渉に参加すると、和平

² NCDsは慢性疾患としても知られ、遺伝的、生理学的、環境的、行動的ファクター等複合的な要因によるものである。主要なNCDsには、心血管疾患、がん、慢性呼吸器疾患、糖尿病が挙げられる（出典：[Noncommunicable diseases \(who.int\)](https://www.who.int/news-room/fact-sheets/detail/noncommunicable-diseases)）

³ 成人における肥満の割合は、2000年時の女性12%、男性4.1%から年々増加し、2019年の予測値は女性20.8%、男性は9.2%まで上がっている。“[Global Nutrition Report: Africa](https://www.afro.who.int/publications/global-nutrition-report-africa)”（最終アクセス日：2023年3月17日）

⁴ African Women’s Development Fund, (2020) “[Women and Noncommunicable Diseases in Africa: Mapping the scale, actors, and extent of rights-based work to address the impact of NCDs on African women](https://www.afro.who.int/publications/women-and-noncommunicable-diseases-in-africa)”（最終アクセス日：2023年3月2日）

⁵ Ibid.

⁶ [Statistics - EASO](https://www.easo.europa.eu/statistics)

⁷ UNICEF (2019), “The State of the World’s Children 2019”

⁸ 安保理決議第1325号に代表される「女性・平和・安全保障（WPS: Women, Peace and Security）」に関する安保理決議。

合意が2年以上持続する確率が20%、和平合意が15年間持続する確率が35%上昇することや、ジェンダーギャップが小さい国の方が政府への信頼が高まること等が報告されている⁹。JICAグローバル・アジェンダ(JGA)「平和構築」では、保健・教育を含む平和促進・紛争予防配慮の主流化の推進に加えて、強靱な国・社会づくりのために地方行政の行政機能の強化と住民と政府及び住民間の信頼醸成を図るとしており、ジェンダー視点に立った取り組みの強化が求められる。

なお、調査に当たっては、JGA「ジェンダー平等と女性のエンパワメント」のクラスター事業戦略「ジェンダーに基づく暴力(SGBV)の撤廃」を推進すべく、分野横断的課題であるSGBVへの対応手法について特に重点的に検討する。

第3条 調査の目的

本調査は保健医療分野(①非感染性疾患(NCDs)対策、②性と生殖の健康と権利(SRHR)、③保健医療分野におけるジェンダーに基づく暴力(SGBV)対応の3領域)及び④教育分野(SGBV対応を含む)、また、上記の分野を含む⑤紛争影響国、脆弱国における対応の5領域について、効果的なジェンダーの取り組みの情報収集と検討・実施・検証を通してジェンダー主流化を推進するための具体的な方策と支援策を提言することを目的として実施する。

第4条 調査の範囲

「第3条 本業務の目的」を達成するために「第5条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第6条 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「第7条 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

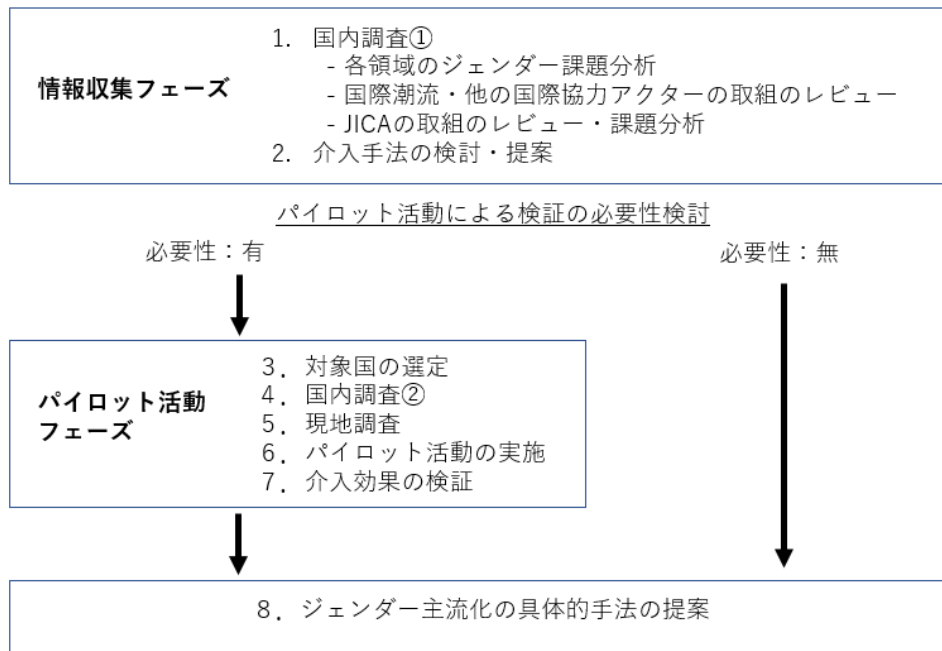
第5条 調査実施方針及び留意事項

(1) 調査の構成

本調査は、国内調査①による情報収集フェーズと、パイロット活動及びそのための国内調査②・現地調査のパイロット活動フェーズの2つのフェーズに分けて実施する。情報収集フェーズでは、各領域におけるジェンダー課題の状況や、他の国際協力アクター(国際機関、二国間ドナー、関連NGO)及びAfrican Union、EUなどの地域機関の取組状況、特徴や成果、課題等を取りまとめるとともに既往のJICA事業との比較を行い、JICA事業への導入が望ましい好事例や教訓の抽出を行い、この結果を踏まえ、取り組み課題とジェンダー主流化のための介入手法の検討・提案を行う。

パイロット活動フェーズでは、提案された介入手法のうち、JICA事業に導入するために更に詳細な検討・検証が必要とされたものについてパイロット活動を実施する。パイロット活動の実施を通じて、効果的なジェンダー平等と女性のエンパワメントのための取り組みを実際に検討・検証し、具体的な手法を提案する。そのため、調査開始後にパイロット活動の内容、数、対象国等を決定する。パイロット活動は各領域につき1件、合計2~5件の実施を想定している。

⁹ oursecurefuture.org annotated bib infographics-web (oursecurefuture.org); UN Women 平和・安全保障・紛争後復興への女性の参加 | UN Women - 日本事務所



(2) 調査の留意事項

(1) に記載の通り、国内調査②・現地調査及びパイロット活動の実施件数は、情報収集フェーズにおける介入手法の検討を経て決定する。そのため、情報収集フェーズ後に、パイロット活動フェーズ対象国及び各パイロット活動の規模について最終化し、契約変更を行うことを想定している。

(3) 対象分野及び対象地域

本調査の対象分野は保健医療及び教育とし、保健医療についてはその中でも NCDs 対策、SRHR、保健医療分野におけるジェンダーに基づく暴力 (SGBV) 対応の領域を対象とする。また、上記の分野を含む紛争影響国、脆弱国における対応についても調査を行うため、①NCDs 対策、②SRHR、③保健医療分野における SGBV 対応、④教育 (SGBV 対応を含む)、⑤平和構築 (紛争影響国・脆弱国支援) の 5 領域を対象とする。

本調査はアフリカ地域を対象に実施するが、情報収集フェーズにおいては、アフリカへの援用可能性を考慮の上、必要に応じてアフリカ地域以外も対象とする。また、アフリカ地域へのフィードバックを前提として、アフリカ地域以外の国で調査・パイロット活動を実施する場合も可とする。パイロット活動フェーズ対象国については、調査開始後に情報収集及び関係者と調整の上決定する。

(4) 国内調査①による情報収集

各領域におけるジェンダー課題の状況や、他の国際協力アクター (国際機関、二国間ドナー、関連 NGO) 及び African Union、EU などの地域機関のジェンダー平等の推進に係る取組状況の取りまとめ、好事例や教訓の抽出、JICA 事業との比較等を行い、対象領域のジェンダー主流化のための手法を提案することを目的とする。他の国際協力アクターの介入に関しては、保健・教育等のプロジェクトにおける当該介入 (主流化) の位置づけ、投入量、活動等についても調査して記述すること。公開情報のみならず、必要に応じて関係者等への聞き取り等、分析に必要な情報収集方法を採用。情報収集の結果、既に確立された手法が存在する分野であり、検討された手法の JICA 事業における

スムーズな実施が可能と判断されるものについては、パイロット活動は実施せず、このフェーズでの情報収集に基づき最終的な介入手法の提案を行う。

(5) パイロット活動の位置付けと実施プロセス

情報収集フェーズを経て介入手法を検討した上で、必要に応じてパイロット活動を実施する。パイロット活動の実施有無は、①これまでに JICA 事業における取組がなくパイロット活動の実施による検討・検証が必要とされること、②円滑な実施が可能であること、③調査期間に介入の効果発現が見込まれること等を基準に判断する¹⁰。パイロット活動は、対象国を選定し、関連するジェンダー課題の分析、それに対応するパイロット活動計画の検討を行った上で実施する。

パイロット活動の対象国・対象サイトは、パイロット活動案を検討の上、現地事務所をはじめとした関係者との調整の上選定を行う。効果的・実効的な介入手法を検討・提案するため、パイロット活動は実施中、実施予定または実施済みの JICA 事業の事業対象地で行うことを想定している。

対象国・対象サイト選定後、国内調査②、現地調査を行う。情報収集フェーズの国内調査①では各領域のジェンダー課題の状況、国際潮流や他の国際協力アクター（国際機関、二国間ドナー、関連 NGO）及び地域機関の戦略、取り組み状況、現状の課題について調査を行うが、パイロット活動に向けた国内調査②・現地調査の段階では、対象国におけるジェンダーに関する政策・制度、女性を取り巻く状況等の基本的情報について対象分野に関連する項目を優先的・選択的に収集を行うことに加え、パイロット活動の実施に必要な情報を調査する。

(6) パイロット活動の実施方法

パイロット活動は、対象国ごとに現地再委託による NGO またはローカルコンサルタントを通じて実施し、受注者は主に本邦からそのモニタリングを行うことを想定している¹¹。活動内容については、現地調査までの情報収集と分析、介入手法の提案を踏まえ、調査主管部（ジェンダー平等・貧困削減推進室）が中心となり検討を行い、受注者と発注者の双方の協力の下、関係者（事業主管部、実施機関、専門家、現地事務所等）への説明と合意形成を行う。

(7) 本業務に関する発注者側の体制

情報収集フェーズ及びパイロット活動フェーズの計画・実施における当該事業の主管部や在外事務所との調整については、ファーストコンタクトはガバナンス・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室が行う。現地調査・パイロット活動の実施にあたっては、受注者と発注者の双方の協力の下、在外事務所や当該事業の専門家チーム等とも前もった情報共有、協議等を行う。詳細の連絡体制は各領域で検討し、決定する。

(8) ジェンダー視点に立った調査・介入手法の実施と検討プロセス

調査及びパイロット活動を実施するに当たっては、以下の観点から分析し、適切な介入方法について広く検討を行う。

a) ジェンダー・トランスフォーマティブ・アプローチ：

¹⁰ パイロット活動の実施有無の判断のための選定クライテリアをプロポーザルにて提案する。

¹¹ パイロット活動は遠隔でのモニタリングとなることを考慮し、各領域におけるパイロット活動の遠隔でのモニタリング方法について、進捗の管理や成果の確認、コミュニケーションを円滑に進める工夫等を含めてプロポーザルにて提案する。

女性や女兒が、自ら目標設定や選択をし、自身の持つ能力を発揮してそのための行動をする力である可能能力強化 (Agency)、人々の意識や行動変容 (Relations)、政策制度の整備や組織体制の変革 (Structure and systems) の3側面から、ジェンダーの不平等な権力関係の変容を目指し、根本要因にアプローチする (制度や規範の変容含む)¹²。

b) 男性関与 (Male engagement) :

ジェンダー平等と女性のエンパワメント推進を目的に男性と男児を巻き込むアプローチ。エンパワーする女性の周囲の男性を巻き込み、ジェンダー規範や固定的な性別役割分業、「有害な男らしさ」に対する取り組みを通じて、男性・男児によるジェンダーを基にした不均衡な力関係を是正する¹³。

c) 交差性 (Intersectionality) :

ジェンダーと他の属性 (民族、人種、宗教、障害、性的指向、性自認、経済状況、社会階層等) が交差して、どのような差別的な社会構造及び人々の現実を生み出しているのかを分析するアプローチ¹⁴。

(9) 介入効果の検証

パイロット活動の介入効果については、可能な限り、定量、定性の両方から、該当領域の事業効果への貢献有無、ジェンダー平等への貢献有無、その他のインパクトを分析し、結果のとりまとめを行う¹⁵。

(10) 保健分野における調査及び現時点で想定されるパイロット活動の概要

a) NCDs 対策

アフリカ地域における過体重と肥満予防を目的に、過体重・肥満と NCDs 間の機序を整理し、ジェンダー視点に立った過体重・肥満の既存の予防手法の整理及び新規手法提案のための情報収集及び分析を行う。まず、過体重・肥満の予防が NCDs の予防となるその機序について基本的な考え方・概念を整理する。そして、ジェンダー視点に立った過体重・肥満の既存の予防手法の概要をまとめる。その上で、新規に提案する予防手法は、ジェンダー・トランスフォーマティブ・アプローチの考えを踏まえたものとし、環境や仕組み作りを通じた生活習慣の変容など意識及び行動変容を目指すものとする。過体重・肥満防止の主な対象は妊娠可能年齢層の女性・少女 (15-49 歳) とするが、ジェンダーを基にした権力関係や男性関与の観点からも男性も調査対象に含めて社会・ジェンダー分析を行う。

¹² OECD, (2022) "[Gender Equality and the Empowerment of Women and Girls: Guidance for Development Partners](#)" (最終アクセス日: 2023 年 3 月 20 日)

¹³ Commission on the Status of Women, Forty-eighth session, (2004) [Thematic issue before the Commission : Commission on the Status of Women : the role of men and boys in achieving gender equality : report of the Secretary-General](#) (最終アクセス日: 2023 年 3 月 20 日)

¹⁴ The United Nations Network on Racial Discrimination and Protection of Minorities, (2022) "[Guidance Note on Intersectionality, Racial Discrimination & Protection of Minorities](#)" (最終アクセス日: 2023 年 3 月 20 日)

¹⁵ 各対象分野の現状、課題を踏まえ、各対象分野 1 案ずつ計 5 案のパイロット活動案及びそれぞれの介入効果の検証の手法について、プロポーザルにて提案する。なお、パイロット活動は国内調査結果に基づき決定するため、実際の調査においてはご提案いただいたパイロット活動が実施されるとは限りません。

分析の際は、過体重・肥満予防分野における既存のフレームワーク¹⁶と社会・ジェンダー分析のフレームワークを組み合わせ、構造的にジェンダー課題及びその要因を把握する。また、アフリカは過栄養の問題を抱える一方で、低栄養の問題も同時に抱えていることから¹⁷、そうした地域性に留意する。

b) SRHR

年齢に応じた包括的性教育、性感染症などの予防啓発やケア、家族計画等の SRH サービスへのアクセスの欠如、また性暴力や女性性器切除、親密なパートナーによる暴力といった SGBV 等が原因となり、望まない妊娠や若年妊娠、性感染症の罹患等が引き起こされ、妊産婦・新生児死亡率や、女性の生涯にわたるウェルビーイングと密接に結びついている。こうした背景から、JICA「ジェンダー平等と女性のエンパワメント」及び課題別指針「母子保健」では、ライフコースを通して人々が平等に SRHR を享受できる取組の推進が求められている。1994 年エジプトのカイロで開催された国際人口開発会議（ICPD1994）において、SRHR という概念が確立して以来、ヨルダン「南部女性の健康とエンパワメントの統合プロジェクト」（2006 年-2011 年）、ペルー「人権侵害および暴力被害住民への包括的ヘルスケア強化プロジェクト」（2005 年-2008 年）、そしてチュニジア「リプロダクティブ・ヘルス教育強化プロジェクト」（1999 年-2004 年）等の SRHR の推進に特化した事業が実施されてきたが、現在 SRHR を主軸とした事業は行われていない。かかる状況に鑑み、JICA がこれまで実施した過去の SRHR 案件の好事例や教訓について取り纏める。加えて、UNFPA や WHO 等、SRHR に係る政策策定支援や支援体制強化、医療従事者に対する SRHR サービス提供のための能力強化、コミュニティにおけるヘルスプロモーションや若者を中心としたライフ・サイクル・アプローチ・プログラム、学校やコミュニティ、SNS などでの年齢に応じた包括的性教育の実施等を通じ、SRH サービスのアクセス及び質向上に取り組んでいる他の国際協力アクターの活動や、現在の国際的な潮流を踏まえ、今後 JICA が取り組むべき方向性について提言を纏める。

c) SGBV

SGBV 被害の発見と早期対応の観点において、医療機関は重要な役割を果たす。そのため、医療機関内における相談窓口の設置や、臨床的な介入や心理社会的な支援の提供に向けた医療従事者の知識やスキルの向上、他の支援機関へのリファラル強化など医療機関の SGBV 被害への対応能力の強化は国際社会において重要な取り組み課題として位置づけられている¹⁸。

JICA による SGBV 事業は近年開始されたばかりであるため、主に他機関による事業における保健医療関係機関による SGBV 対応について好事例・教訓の収集を行

¹⁶ 例えば、個人や家族・友人、社会・地域といったスケールの違い、NCDs の 5 大リスク因子別、ライフコース別など様々な分析フレームワークが考えられるが、受注者が適当と思われるものを提案の上で、発注者と協議して設定することを想定。

¹⁷ Reshma Naik and Toshiko Kaneda, 2015, "[Noncommunicable Diseases in Africa: Youth Are Key to Curbing the Epidemic and Achieving Sustainable Development](#)"（最終アクセス日：2023 年 3 月 20 日）

¹⁸ 国際社会において、SGBV の撤廃に向けた取り組みの必要性が初めて公式に議論されたのは、1985 年にケニアのナイロビで開催された「第三回世界女性会議」の場で、同会議にて採択された「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」では、女性に対する暴力が、女性の生命や安全を脅かすだけでなく、地域の平和や開発をも阻む課題として位置づけられるとともに、被害者救済のための法的措置や暴力の予防に向けた取り組み強化の必要性が明記された。その後、1993 年に「女性に対する暴力の根絶に関する宣言」、1995 年に「北京宣言」、2000 年に「女性の平和と安全保障にかかる決議 1325 号」など様々な国際規約や決議が採択され、SGBV の撤廃に向けた取り組みにかかる議論や研究が国際的に進展してきた

う。現時点では介入手法としては、被害当事者の保護や自立と社会復帰の促進に向けた医療機関の実質的な機能強化（医療機関で働く医療従事者やカウンセラーの能力強化、病院の受付業務の改善、地域における多様なステークホルダーとの連携強化、病院を拠点とした青少年への SRHR 教育の推進に向けた活動等）が想定される。

（11）教育分野における調査概要

世界的に女子の就学率や修了率については、過去 25 年間で大幅に改善されてきたが、サブサハラ・アフリカ諸国などを含む低所得国では依然として男女差が残っている。また、女兒の児童婚や若年妊娠、SGBV は、アフリカでは大きな課題となっており、女子の中途退学においても大きな要因となっている¹⁹。調査においては、対象国の初等教育や前期中等教育におけるジェンダー課題やその要因、対応策について現状調査を行う。

現時点では介入手法として、地域や学校におけるジェンダー平等や暴力防止に向けた啓発や教育（児童婚や強制結婚、若年妊娠、セクハラ防止に向けた教育含む）、学校内外における SGBV とハラスメント事例に対応するメカニズムの構築支援（罰則を伴う規則の制定、ハラスメントに対応する委員会の設立、モニタリング、通報体制の構築、啓発）、保護者や地域の有力者、男性や宗教リーダーに対する女子教育の重要性に係る啓発等が想定される。

（12）紛争影響国・脆弱国での取り組み課題に関する調査概要

JICA は紛争影響国、脆弱国において平和の促進と紛争予防配慮の主流化や、行政機関、特に地方行政の能力強化を実施しているが、複雑な社会環境かつ相手国の体制・予算が脆弱であることから、女性やマイノリティーは厳しい環境に置かれている。ジェンダー視点に立った取り組みを含む事業が実施されているものの、既往事業の活動・成果についてジェンダーの観点に特化した分析や知見の集積は不足しており、今後の取り組みの加速のためには、知見を整理の上教訓の抽出をしていく重要性は高い。そのため、紛争影響国、脆弱国におけるジェンダー視点に立った地方行政の能力強化及び強靱な社会の形成と信頼醸成の取り組みについて、JICA 事業のレビューの上、他の国際協力アクターの活動や、現在の国際的な潮流を踏まえ、今後 JICA が取り組むべき方向性について提言を纏める。ジェンダー視点に立った地方行政の能力強化及び強靱な社会の形成と信頼醸成の取り組みについては、保健・教育分野以外の分野も含むこととし、介入提案には、保健・教育分野に加えて地方行政能力強化、信頼醸成という側面にも貢献するものも含むこととする。また、紛争影響国、脆弱国の背景を確認し、分析に当たっては特に交差性に留意する。

（13）具体的手法の提案

パイロット活動を実施しない分野については、情報収集フェーズで取りまとめた介入手法について、具体的手法として提案する。また、パイロット活動を実施する領域については活動を通して得られた知見・経験を踏まえて提案を行う。いずれの場合においても、JICA のスキームを特定の上、事業で活用可能なように工夫し具体的な手法を提案する。提案に当たっては、状況に応じて適切な手法を選定できるよう、成果が出るまでの期間の長短に関わらず有効な介入手法を複数提案することとし、活動内容（TOR 案

¹⁹ UNESCO, (2022) [Girls' education and COVID-19: New factsheet shows increased inequalities for the education of adolescent girls | UNESCO](#)

作成)に留まらず、必要な事前調査の項目、必要な投入量、難易度、関係機関、実施体制、実施スケジュール、モニタリング／成果指標、留意事項等を含める。

また、情報収集及びパイロット活動を通じて明らかとなった、各領域の JICA 事業において留意すべき点を、必要に応じて関連する分野別「JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き」へ反映するとともに、関連するクラスター事業戦略に還元することも想定している。

第6条 調査の内容

(1) 業務計画書(和・英)作成・協議

業務の方針、フレームワーク、業務実施方法(情報収集・分析項目(国内調査①、国内調査②・現地調査)、想定されるパイロット活動内容含む)及びスケジュール、要員計画を検討し、業務計画書を作成する²⁰。同レポートの内容を発注者に説明し、協議のうえ最終化する。

(2) 国内調査①-1: 他の国際協力アクターにおけるジェンダー主流化の取り組みのレビュー

各領域における国際潮流(関連する主要な国際会議や国際合意事項、報告書等)、他の国際協力のアクターの戦略方針や主要な事業・取組例・教訓を含む取組状況、学術研究結果等をレビューする²¹。事業や取り組み例、報告書等については、アフリカ地域における事例のレビューを必ず含む。要すればオンライン等により関係者への聞き取りを行う。

・調査項目例

大項目	詳細項目
NCDs	
国際潮流	過体重・肥満の観点から、NCDs・栄養とジェンダーに係る <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際会議における合意事項 ・ 国際機関や政府等による報告書内容 ・ 国際的・地域的なイニシアティブや枠組み、等
先行研究	・ 過体重・肥満防止に関する学術研究の知見
地域性	・ 上記以外のアフリカ地域における栄養関連、特に過体重・肥満の状況を含む基礎情報
他の国際協力アクターの取組状況	・ WHO等の国際機関や政府開発機関、NGO等の過体重・肥満予防・対策の戦略方針、主要な事業、取り組み例
SRHR	
国際潮流	・ SRHRに係る国際的な目標や、国際会議等で合意された宣言や条約、行動計画
他の国際協力アクターの取組状況	・ UNFPAやWHO、UN Women等の国際機関や、英国国際開発省(DFID)やスウェーデン政府開発協力庁

²⁰各領域の調査、パイロット活動において、どのようなフレームワークに則り調査・分析の上で活動を計画するかについてプロポーザルにて提案する。例えば、NCDs 予防のフレームワークについては注釈 16 の記載も参考とし、適切なフレームワークを提案する。

²¹ レビューを行う調査の項目について、各領域の現状と課題について分析の上、プロポーザルにて提案を行う。

	(SIDA) 等の二か国間援助機関、国際家族計画連盟 (IPPF) 等の国際NGOが取り組んでいる、SRHRの取り組み
SGBV	
国際潮流	・ SGBVに関連した国際的会議や国際合意事項、報告書等 (特にアフリカ地域)
他の国際協力アクターの取組状況	・ UNFPA、UN Women等の国際機関、政府開発機関、NGO等のSGBVの取り組み
教育	
国際潮流	・ 女子教育推進に係る国際的な目標や、国際会議等で合意された宣言や条約、行動計画等
他の国際協力アクターの取組状況	・ UNICEF、UNESCO、世界銀行等の国際機関や政府開発機関、国際NGOが取り組んでいる女子教育促進の取り組み
平和構築	
国際潮流	・ 平和構築とジェンダー、特に女性・平和・安全保障 (WPS) アジェンダに関連した国際的会議や国際合意事項、報告書等 (特にアフリカ地域)
他の国際協力アクターの取組状況	・ 世界銀行、UNDP、UN Women、UNHCR等の国際機関やドイツ国際協力公社 (GIZ) 等の政府開発機関、NGO等の平和構築 (特に地方行政機能の強化) とジェンダーの取り組み

(3) 国内調査①-2: JICA 事業におけるジェンダー主流化の取り組みのレビュー及び現状の課題分析

各領域における JICA 事業におけるジェンダー視点に立った取組の状況、関連性のある JICA 課題別事業戦略 (グローバル・アジェンダ) のクラスター事業戦略、強み、弱みを含めた他の国際協力アクターとの差異をレビューし、現状における各領域の JICA 事業におけるジェンダー主流化における課題の分析や、アフリカへの援用・応用可能性を分析する。分析対象の JICA 事業やクラスター事業戦略は、以下の項目を参考に選定を行う。

NCDs	
JICA事業	・ NCDs予防に係る事業 (ウズベキスタン「非感染性疾患予防対策プロジェクト」、バングラデシュ「コミュニティ主体の健康づくりプロジェクト」、スリランカ「健康増進予防医療サービス向上プロジェクト」、スリランカ「非感染性疾患対策強化プロジェクト」フィジー、キリバス「生活習慣病対策プロジェクト」ソロモン諸島「ヘルシービレッジ推進プロジェクト」等)
関連するグローバル・アジェンダ、クラスター事業戦略	・ JICAグローバル・アジェンダ「6. 保健医療」 ・ JICAグローバル・アジェンダ「7. 栄養の改善」 ・ JICAグローバル・アジェンダ「10. スポーツと開

	<ul style="list-style-type: none"> 発」 JICAグローバル・アジェンダ「14. ジェンダー平等と女性のエンパワメント」
SRHR	
JICA事業	<ul style="list-style-type: none"> SRHRを主軸とした案件 (ヨルダン「南部女性の健康とエンパワメントの統合プロジェクト」、ペルー「人権侵害および暴力被害住民への包括的ヘルスケア強化プロジェクト」、チュニジア「リプロダクティブ・ヘルス教育強化プロジェクト」等) SRHRに取り組んでいる母子保健案件 (パキスタン「プライマリヘルスケアにおける定期予防接種システム強化プロジェクト」、ガーナ「母子手帳を通じた母子継続ケア改善プロジェクト」、バングラデシュ「母性保護サービス強化プロジェクトフェーズ 1 & 2 (技術協力プロジェクト)」、パレスチナ「母子保健に焦点を当てたリプロダクティブヘルス向上プロジェクト」等)
関連するグローバル・アジェンダ、クラスター事業戦略	<ul style="list-style-type: none"> JICAグローバル・アジェンダ「6. 保健医療」 クラスター事業戦略「母子手帳の活用を含む質の高い母子継続ケア強化」 課題別指針「母子保健」 JICAグローバル・アジェンダ「14. ジェンダー平等と女性のエンパワメント」
SGBV	
JICA事業	<ul style="list-style-type: none"> SGBVに取り組んでいる事業 (南スーダン「ジェンダーに基づく暴力 (SGBV) 被害者の自立と社会復帰推進アドバイザー」、パキスタン「ジェンダーに基づく暴力被害者支援における被害者中心アプローチ促進支援アドバイザー」、ケニア「ジェンダーに基づく暴力撤廃に向けた地方行政能力推進アドバイザー」、「アフリカ地域紛争影響国におけるジェンダーに基づく暴力課題への対応に係る情報収集・確認調査」等)
関連するグローバル・アジェンダ、クラスター事業戦略	<ul style="list-style-type: none"> JICAグローバル・アジェンダ「14. ジェンダー平等と女性のエンパワメント」 クラスター事業戦略「ジェンダーに基づく暴力の撤廃」
教育	
JICA事業	<ul style="list-style-type: none"> 女子教育推進に取り組んでいる事業 (みんなの学校:住民参加による教育開発プロジェクト、イエメン女子教育向上プロジェクト、パキスタン学校活動と住民参加を通じたジェンダ

	ーに配慮した就学継続プロジェクト等)
関連するグローバル・アジェンダ、クラスター事業戦略	・ JICAグローバル・アジェンダ「8. 教育」
平和構築	
JICA事業	・ 地方行政能力強化・強靱な社会の形成と信頼醸成の取り組みに係る事業 (ウガンダ「アチョリ・西ナイル地域コミュニティ・レジリエンス強化のための地方行政能力向上プロジェクト」、スーダン「ダルフル3州における公共サービスの向上を通じた平和構築プロジェクト」、コートジボワール「大アビジャン圏社会的統合促進のためのコミュニティ緊急支援プロジェクト」等)
関連するグローバル・アジェンダ、クラスター事業戦略	・ JICAグローバル・アジェンダ「11. 平和構築」 ・ JICAグローバル・アジェンダ「14. ジェンダー平等と女性のエンパワメント」

(4) 介入手法の検討・情報収集フェーズ結果報告書の作成

(3)のJICA事業の課題分析を基に、(2)の結果をレビューし、各領域でのJICA事業におけるジェンダー平等を推進するための介入方法案を提案する。提案はパイロット事業実施のためではなく、JICA事業におけるジェンダー主流化促進を目的としたものであることから、成果発現に係る期間の長短や取組の難易度、投入量など多様な介入案を含むこととする。国内調査①の結果及び介入手法の提案は情報収集フェーズ結果報告書として取りまとめる。なお、領域によっては(3)で分析を行うJICA事業にはアフリカ地域外のものも含まれるが、分析の際には地域による差異や特有の事情についても考慮し、介入手法の提案ではアフリカ地域へ応用した提案を行うこととする。また、介入手法の導入に際して、パイロット活動の実施による検討・検証の必要性の有無を検討する。

情報収集フェーズ結果報告書に基づき、関係者との調整を行った上でパイロット活動フェーズ対象国について決定する。決定後、速やかに契約変更を行う。

(5) パイロット活動フェーズ対象国の選定・パイロット活動フェーズ調査計画書の作成

(4)で提案された介入手法をパイロット活動の実施を通じて検証する対象領域及び対象国の選定を行う。パイロット活動の対象国・対象サイトは、パイロット活動案を検討の上、現地事務所をはじめとした関係者との調整の上選定を行う。効果的・実効的な介入手法を検討・提案するため、パイロット活動は実施中、実施予定または実施済みのJICA事業の事業対象地で行うことを想定している。なお、1領域に一つのパイロット活動を行うことを想定している(例：2領域でパイロット活動を行う場合は、各領域で1件ずつの計2件)。選定にあたっては、受注者と調査主管部(ジェンダー平等・貧困削減推進室)が中心となり検討を行い、受注者と発注者の双方の協力の下、関係者(事業主管部、実施機関、専門家、現地事務所等)への説明と合意形成を行う。調査対象国は基本的にはアフリカ地域の国を想定しているが、パイロット活動による検討、検証の結果としてまとめられる提案がアフリカ地

域に還元できる内容となることを前提に、必要に応じて一部を他地域の国とすることも検討可能とする。

また、調査対象国におけるパイロット活動の実施のために必要な国内調査②、現地調査の調査項目や調査対象、スケジュール等を含めたパイロット活動フェーズ調査計画書を各領域別に作成し、調査開始前に発注者と合意を行う。

国内調査②及び現地調査の調査項目は以下の共通項目を参考とするが、詳細内容については(1)～(3)の内容に基づき各領域に合わせた項目を検討の上最終決定する²²。

各領域に共通する調査項目	
大項目	詳細項目
政策・制度、組織体制の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援対象国の開発政策におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進はどのように位置づけられているか。 ・ 当該国のジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する役割を持つナショナル・マシーナリー（女性省や国家女性委員会などの国レベルの機関や組織）は、どのような政策や戦略、行動計画を策定しているか。 ・ 女性差別撤廃条約委員会（CEDAW）からは、どのような勧告を受けており、どのように対応してきたのか（国内法の改正などを含む）。 ・ 事業の関係機関（関係省庁や自治体、組織、民間企業等）は、どのようにジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進を図っているか？そのためにどのような政策や体制が構築されているか？ジェンダー平等と女性のエンパワメント促進に係る予算、経験、能力等はどのようなものか。 ・ 事業の関係機関（関係省庁や自治体、組織、民間企業等）において女性人材はどのように登用され、活躍しているか。 ・ 関係機関による取り組みは男女双方が平等にその恩恵を享受できる内容になっているか。それぞれのサービスは性別役割分業やステレオタイプ、性差別を助長するものになっていないか。個人ではなく世帯を対象とした支援の場合、女性や少女への弊害は生じていないか。 ・ 関連分野の支援・活動において、他の国際協力アクターや国連機関、市民団体、女性組織、各種組合、国内外のNGOなどはジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進に向けたどのような取り組みを行っているか。等
対象地域における性別役割分担の状況、労働	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の経済・産業（農林漁業、鉱業、製造業、観光業、建設業、運輸・通信、商業、小売り業、金融

²² 対象分野や地域を踏まえて、以下の共通の調査項目に加えて、新たな視点や調査項目をプロポーザルにて提案してください。

<p>や行動の違い</p>	<p>等)、教育や医療・保健、福祉、治安の維持、組織内の労働に男女はどのように関与しているか。誰がどのような労働に従事しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯の生産や経済活動を担っているのは誰か？誰がどのような活動を担っているか。 ・ 無償の家事・ケア労働（家事・育児・介護等）を担っているのは誰か。誰がどのような無償労働の負担を担っているか。女性に過重になっていないか。 ・ コミュニティにおける活動（開発委員会、防災、治安維持、公共サービスや生活インフラの維持管理、保護者会、各種集会等）に男女はどのように関わっているか。 ・ 余暇や自由時間をどのように過ごしているか。等
<p>資源や機会へのアクセスと主体的な活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有償及び無償の労働（家事労働や介護・ケア労働含む）、コミュニティでの活動や社会参加に際して、女性や少女も必要な情報や資源・機会にアクセスできているか。どの程度アクセスできているか。 ・ それらの資源や機会を女性たちも主体的に活用したり、利用することができているか。 ・ アクセスできていないのはなぜか。アクセスや主体的な活用・利用を阻む障壁は何か。等
<p>世帯・地域・組織の意思決定への参画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯の経済活動や生計にかかる意思決定に女性も関与できているか。 ・ 世帯のリソース（収入、水や食料、資産や財産等）の使用や配分、家計管理にかかる意思決定に女性も関与できているか。 ・ 子どもの教育や福祉、病人の介護、保健医療サービスへのアクセスにかかる意思決定に女性も関与できているか。 ・ 女性や少女は自分の身体や健康に関して自己決定権をもっているか。妊娠・出産や、家族計画、結婚や離婚に関する意思決定権をもっているか。 ・ 女性や少女はコミュニティ活動や公共のイベントへの参加に関する意思決定権をもっているか。移動や行動の自由があるか？どの程度あるか。 ・ 地域のコミュニティ開発委員会、農業生産組合、水利組合、その他各種組合、教育・保健委員会、防災委員会等のコミュニティの維持や開発に関する地域の意思決定の場に女性も参画できているか。女性はどうのように、どの程度参画できているか。これらの委員会のメンバーに女性も含まれているか。 ・ 組織や地域、国の政治や行政（国会や州や郡、村

	<p>落の政治や行政の場)に女性も参画できているか。女性はどうのように、どの程度参画できているか。(国会議員、地方議員、行政官、管理職に占める女性の割合など含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域にはどのような女性組織が設立されているか。ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する観点からどのような活動を担っているか。等
<p>その他、地域や世帯における女性、少女や多様な人びとの経験</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象地域の女性や少女はどのようなニーズや課題を抱えているか。 ・ 困窮しているシングルマザー世帯は、どのような課題やニーズを抱えているか。 ・ 世帯や地域でDVや性暴力、望まない妊娠、児童婚、人身取引、SNSを利用した性的ハラスメントなどのジェンダーに基づく暴力(SGBV)は発生していないか。発生している場合、どのような対策がとられているか。 ・ 地域には、どのようなジェンダーに基づく社会規範や慣習、慣行があるか。有害な慣習や慣行(harmful practice)はないか。 ・ 対象地域の有力者(宗教リーダー、政治家、行政官など)、男性や少年は、女性の権利や意思決定への関与に関してどのような考え方をもっているか。等

(6) 国内調査②の実施

(5)の調査計画書に基づき、調査対象国においてパイロット活動実施のために必要な関連情報の収集、調査を国内にて実施する。また、パイロット活動計画書の素案を作成し、現地調査前に発注者との協議を行う。

(7) 現地調査の実施

(5)の調査計画書及び(6)の国内調査②の結果に基づき、対象国で現地調査を実施する。調査を踏まえ、発注者とともに事業関係者に対しパイロット活動計画書を説明し、そのフィードバックを取りまとめる。現地調査には、発注者が全行程ないしは一部に同行する予定。

(8) 調査結果報告・パイロット活動計画書の作成

(5)の調査計画書に基づき実施した(6)、(7)の結果を調査結果報告として取りまとめる。また、調査結果に基づき、(4)で提案した介入手法についてパイロット活動計画書及び再委託先のTORとして最終化し、発注者と合意する。

(9) パイロット活動(最大1年)の実施とモニタリング

(8)のパイロット活動計画書に基づき、実施のための現地再委託契約の手続きを行い、パイロット活動の実施監理を行う。発注者も含めた形での定期報告会に加え、必要に応じ、発注者と調整しつつJICA事業の実施機関や技術協力プロジェクト専

門家等も交え、中間報告、終了時報告を実施する。パイロット活動の期間は最大で1年とする。

(10) インタリムレポート提出と関係者協議

(1)～(9)の内容を整理した上で、パイロット活動の進捗状況をまとめてインタリムレポートとして提出する。インタリムレポートへのコメントを踏まえて、必要に応じパイロット活動の修正を行う。

(11) パイロット活動の効果の検証・結果の取りまとめ

対象国のパイロット活動の結果を確認し、パイロット活動の介入効果について、可能な限り、定量、定性の両方から、該当領域の事業効果への貢献有無、ジェンダー平等への貢献有無、その他のインパクトを分析し、結果のとりまとめを行う。

(12) 具体的介入手法の提案・ドラフトファイナルレポートの作成

(4)および(11)の内容を基に、各領域におけるジェンダー主流化推進のための具体的手法に関する提案をとりまとめる。また、パイロット活動を実施しなかった領域については(4)を基に提案をとりまとめる。それらを別紙のファイナルレポート目次案を参考に、ファイナルレポート提出の1カ月前にドラフトファイナルレポートとして発注者に提出する。提案は、実証を行った JICA 事業に向けた提案に加え、対象の JICA 事業のスキームを明示した上で同領域の類似事業向けに、アフリカ地域での実施を念頭に置いて作成する。活動内容 (TOR 案)、必要な事前調査の項目、連携する関係機関、実施体制、投入内容と量、実施スケジュール、モニタリング／成果指標、留意事項等を含める。投入については、投入量と期待される成果について分類を行う。また、情報収集及びパイロット活動を通じて明らかとなった、各分野の JICA 事業において踏まえるべき点を、分野別「JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き」の保健・医療分野、教育分野へそれぞれ反映するとともに、関連するクラスター事業戦略に還元することも想定している (改訂箇所は発注者と協議する)。

(13) JICA 内外への成果の発信

発注者と協力して JICA 内外向けセミナーを領域ごとに企画、実施し、調査結果及び提言の内容を広く発信する。セミナーはオンラインで実施する。

(14) ファイナルレポートの作成・提出

ファイナルレポートについて、発注者のコメントを踏まえて最終版を提出する。

第7条 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。すべての報告書等は電子データでの提出を基本とする。なお、報告書等の電子化 (CD-ROM) の仕様等については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2020 年 1 月) (報告書及び CD-ROM の仕様にかかるガイドライン (jica.go.jp))」を参照すること。

1) 業務計画書

記載事項：業務の方針、フレームワーク、業務実施方法（情報収集・分析項目（国内調査①、国内調査②・現地調査）、想定されるパイロット活動実施方法含む）及びスケジュール、要員計画等をまとめたもの。

提出時期：業務開始後 10 日以内

部 数：電子データ和文・英文 1 部ずつ（PDF 及び word 形式）

2) 情報収集フェーズ結果報告書

記載事項：国内調査①の結果及びそれに基づく介入手法の提案をまとめたもの。

提出時期：2023 年 8 月頃を想定

部 数：電子データ英文 1 部（PDF 及び word 形式）

3) パイロット活動フェーズ調査計画書

記載事項：パイロット活動フェーズ対象領域及び対象国について、国内調査②・現地調査計画及びパイロット活動案をまとめたもの。

提出時期：2023 年 9 月頃を想定

部数：電子データ英文 1 部（PDF 及び word 形式）

4) 調査結果報告・パイロット活動計画書

記載事項：国内調査②・現地調査の調査報告及び最終化したパイロット活動計画についてまとめたもの。

提出時期：2023 年 12 月を想定

部数：電子データ英文 1 部（PDF 及び word 形式）

5) インテリムレポート

記載事項：パイロット活動の進捗状況をまとめたもの。

提出時期：2024 年 5 月を想定

部 数：電子データ英文 1 部（PDF 及び word 形式）

6) ファイナルレポート

記載事項：調査結果、提言内容、案件形成・実施に活用できるツールをまとめたもの（活動内容（TOR 案）、必要な事前調査の項目、連携する関係機関、実施体制、投入、実施スケジュール、モニタリング／成果指標、留意事項等）。

提出時期：2025 年 4 月 30 日を想定

部 数：電子データ英文・和文各 1 部（PDF 及び word 形式）

（別紙）ファイナルレポート目次案

(別紙)
ファイナルレポート目次案

注) 本目次案は、発注段階の案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

1. NCDs 予防
 - (1) 対象分野におけるジェンダー主流化の国際潮流
 - (2) 対象分野における JICA 事業におけるジェンダー主流化の取り組みのレビュー及び現状の課題分析
 - (3) 国内・現地調査の概要
 - (4) パイロット活動の概要、実施プロセス、成果と教訓 (パイロット活動を実施しない領域は除く)
 - (ア) パイロット活動の概要
 - (イ) 実施プロセス
 - (ウ) 成果と教訓
 - (5) ジェンダー平等と女性のエンパワメント推進のための効果的な介入手法の提案
 - (ア) 実証を行った JICA 事業に対する提案
 - (イ) JICA 事業における同分野の主流化 (介入) 案 (分野・スキーム別に整理を想定)

2. SRHR
 - (1) 対象分野におけるジェンダー主流化の国際潮流
 - (2) 対象分野における JICA 事業におけるジェンダー主流化の取り組みのレビュー及び現状の課題分析
 - (3) 国内・現地調査の概要
 - (4) パイロット活動の概要、実施プロセス、成果と教訓 (パイロット活動を実施しない領域は除く)
 - (ア) パイロット活動の概要
 - (イ) 実施プロセス
 - (ウ) 成果と教訓
 - (5) ジェンダー平等と女性のエンパワメント推進のための効果的な介入手法の提案
 - (ア) 実証を行った JICA 事業に対する提案
 - (イ) JICA 事業における同分野の主流化 (介入) 案 (分野・スキーム別に整理を想定)

3. 保健医療分野における SGBV 対応
 - (1) 対象分野におけるジェンダー主流化の国際潮流
 - (2) 対象分野における JICA 事業におけるジェンダー主流化の取り組みのレビュー及び現状の課題分析
 - (3) 国内・現地調査の概要

- (4) パイロット活動の概要、実施プロセス、成果と教訓 (パイロット活動を実施しない領域は除く)
 - (ア) パイロット活動の概要
 - (イ) 実施プロセス
 - (ウ) 成果と教訓
- (5) ジェンダー平等と女性のエンパワメント推進のための効果的な介入手法の提案
 - (ア) 実証を行った JICA 事業に対する提案
 - (イ) JICA 事業における同分野の主流化 (介入) 案 (分野・スキーム別に整理を想定)

4. 教育

- (1) 対象分野におけるジェンダー主流化の国際潮流
- (2) 対象分野における JICA 事業におけるジェンダー主流化の取り組みのレビュー及び現状の課題分析
- (3) 国内・現地調査の概要
- (4) パイロット活動の概要、実施プロセス、成果と教訓 (パイロット活動を実施しない領域は除く)
 - (ア) パイロット活動の概要
 - (イ) 実施プロセス
 - (ウ) 成果と教訓
- (5) ジェンダー平等と女性のエンパワメント推進のための効果的な介入手法の提案
 - (ア) 実証を行った JICA 事業に対する提案
 - (イ) JICA 事業における同分野の主流化 (介入) 案 (分野・スキーム別に整理を想定)

5. 紛争影響国・脆弱国での取り組み (平和構築)

- (1) 対象分野におけるジェンダー主流化の国際潮流
- (2) 対象分野における JICA 事業におけるジェンダー主流化の取り組みのレビュー及び現状の課題分析
- (3) 国内・現地調査の概要
- (4) パイロット活動の概要、実施プロセス、成果と教訓 (パイロット活動を実施しない領域は除く)
 - (ア) パイロット活動の概要
 - (イ) 実施プロセス
 - (ウ) 成果と教訓
- (5) ジェンダー平等と女性のエンパワメント推進のための効果的な介入手法の提案
 - (ア) 実証を行った JICA 事業に対する提案
 - (イ) JICA 事業における同分野の主流化 (介入) 案 (分野・スキーム別に整理を想定)

添付資料： 提案内容をまとめた案件形成・実施に活用できるツールキット、改訂した保健・医療分野、教育分野の「JICA事業におけるジェンダー主流化のための手引き」

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	パイロット活動実施有無の選定 クライテリア	第5条 実施方針及び留意事項 (5) パイロット活動の位置付けと実施プロセス (p. 13)
2	パイロット活動の遠隔でのモニタリング方法	第5条 実施方針及び留意事項 (6) パイロット活動の実施方法 (p. 13)
3	パイロット活動案(各領域につき1案、計5案)と介入効果の検証手法。パイロット活動案については概算額を記載すること。	第5条 実施方針及び留意事項 (9) 介入効果の検証 (p. 14)
4	調査分析・パイロット活動のフレームワーク	第6条 調査の内容 (p. 17)
5	国内調査①-1の調査項目	第6条 調査の内容 (2) 国内調査①-1: 他の国際協力アクターにおけるジェンダー主流化の取り組みのレビュー (p. 17)
6	国内調査②、現地調査における新たな視点、調査項目	第6条 調査の内容 (5) パイロット活動フェーズ対象国の選定・パイロット活動フェーズ調査計画書の作成 (p. 21)

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：保健医療及び教育分野におけるジェンダーの取組に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、25 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／ジェンダー主流化／ジェンダーに基づく暴力の撤廃
- NCDs 予防・栄養改善
- 教育開発

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 12.30 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／ジェンダー主流化／ジェンダーに基づく暴力の撤廃）】

- ① 類似業務経験の分野：ジェンダー主流化に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：アフリカ地域及び全途上国
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：NCDs 予防・栄養改善】

- ① 類似業務経験の分野：NCDs 予防、栄養改善
- ② 対象国及び類似地域：アフリカ地域及び全途上国
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：教育開発】

- ① 類似業務経験の分野：女子教育
- ② 対象国及び類似地域：アフリカ地域及び全途上国
- ③ 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 19.00 人月（現地：7.80 人月、国内：11.20 人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/ジェンダー主流化／ジェンダーに基づく暴力の撤廃（3号）
- ② NCDs 予防・栄養改善（3号）
- ③ 教育開発（3号）
- ④ リプロダクティブ・ヘルス
- ⑤ 平和構築

3) 渡航回数を目途 全12回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- パイロット活動の実施（第3章4.（7）を参照のこと）

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- ガイダンスノート「ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進」(案)
- パキスタン国 プライマリヘルスケアにおける定期予防接種システム強化プロジェクト【有償勘定技術支援】プロジェクト事業完了報告書

2) 公開資料

- [JICA 事業におけるジェンダー主流化の手引き](#)
- [ウズベキスタン共和国「非感染性疾病予防対策プロジェクト」事前評価表](#)
- [バングラデシュ「コミュニティ主体の健康づくりプロジェクト」](#)
- [スリランカ「健康増進予防医療サービス向上プロジェクト」](#)
- [スリランカ「非感染性疾病対策強化プロジェクト」](#)
- [フィジー、キリバス「生活習慣病対策プロジェクト」](#)
- [ソロモン諸島「ヘルシービレッジ推進プロジェクト」](#)
- [ヨルダン「南部女性の健康とエンパワメントの統合プロジェクト」](#)
- [ペルー「人権侵害および暴力被害住民への包括的ヘルスケア強化プロジェクト」](#)
- [チュニジア「リプロダクティブ・ヘルス教育強化プロジェクト」](#)
- [パキスタン「プライマリヘルスケアにおける定期予防接種システム強化プロジェクト」](#)
- [ガーナ「母子手帳を通じた母子継続ケア改善プロジェクト」](#)
- [バングラデシュ「母性保護サービス強化プロジェクトフェーズ 1 & 2 \(技術協力プロジェクト\)」](#)
- [パレスチナ「母子保健に焦点を当てたリプロダクティブヘルス向上プロジェクト」](#)
- [パキスタン・イスラム共和国 ジェンダーに基づく暴力課題に係る情報収集・確認調査](#)
- [「アフリカ地域紛争影響国におけるジェンダーに基づく暴力課題への対応に係る情報収集・確認調査」](#)
- [みんなの学校：住民参加による教育開発プロジェクト](#)
- [イエメン「タイズ州地域女子教育向上計画プロジェクト」](#)
- [イエメン「女子教育向上プロジェクトパート2」](#)
- [パキスタン学校活動と住民参加を通じたジェンダーに配慮した就学継続プロジェクト](#)
- [ウガンダ「アチョリ・西ナイル地域コミュニティ・レジリエンス強化のための地方行政能力向上プロジェクト」](#)
- [スーダン「ダルフル3州における公共サービスの向上を通じた平和構築プロジェクト」](#)
- [コートジボワール「大アビジャン圏社会的統合促進のためのコミュニティ緊急支援プロジェクト」](#)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置 (* 語⇔* 語)	無
3	執務スペース	無
4	家具 (机・椅子・棚等)	無
5	事務機器 (コピー機等)	無

6	Wi-Fi	無
---	-------	---

(6) 安全管理

JICA が定める国別の「安全対策措置」（随時更新）の最新版を確認いただき、行動規範を遵守願います。また、JICA が策定している国別の「安全対策マニュアル」を必ず渡航前に一読ください（同マニュアルは、JICA の国別安全対策情報 HP（URL:<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>）からアクセス可能です。また、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録してください。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年4月追記版（以下に同じ））」を参照してください。

（URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案します。

②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限

超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

70,590,000円 (税抜)

なお、定額計上分 21,886,000円 (税抜) については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記(3)別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について (評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) **上限額を超える別提案に関する経費**
- 6) **定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費**

(4) 定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額 (税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	旅費 (航空賃)	第6条調査の内容(7)現地調査の実施、(9)パイロット活動 (最大1年)の実施とモニタリング	17,436,000円	航空賃	旅費 (航空賃)
2	旅費 (その他)	第6条調査の内容(7)現地調査の実施、(9)パイロット活動 (最大1年)の実施とモニタリング	3,888,000円	出張旅費 (日当・宿泊費)	旅費 (その他)
3	一般業務費 (旅費・交通)	第6条調査の内容(7)現地調査の実施、(9)パイロット活動 (最大1年)	562,000円	国内航空賃、調査ア	一般業務 旅費・交通費

	費)	の実施とモニタリング		シスタント 日当・宿泊 料	費	
--	----	------------	--	---------------------	---	--

(5) 見積価格について、
各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

(6) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。
競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(7) パイロット活動に係る経費は別見積もり、定額計上とはせず、実施する領域や対象国、活動内容が決定した時点で契約変更を行います。パイロット活動案のご提案をお願いしておりますが、提案に際してはパイロット活動案毎に概算額を記載してください(ただし、見積額には含めないでください)。また、パイロット活動は国内調査結果及び検証の必要性等を精査のうえ決定するため、ご提案いただいたパイロット活動が実施されるとは限りません。

(8) 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(26)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/ジェンダー主流化/ジェンダーに基づく暴力の撤廃</u>	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/○○○○</u>	(-)	(11)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	4
(2) 業務従事者の経験・能力: <u>NCDs 予防・栄養改善</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力: <u>教育開発</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	

イ) 対象国・地域での業務経験	1
ウ) 語学力	2
エ) その他学位、資格等	3